

町民税等

申告相談のお知らせ

■ 期 間 2月16日(月)から3月16日(月)まで

■ 受付時間 【午前の部】

午前8時30分から11時まで

(相談開始は午前9時)

【午後の部】

正午から午後4時まで

(相談開始は午後1時)

※木曜日は午後7時まで

■ 受付会場 役場2階 第2会議室

■ 申告会場 役場2階 第3会議室

※会場は2階となります。階段の利用が困難な方は、1階税務課窓口へ声をかけてください。

今年も所得税・町民税の申告時期になりました。

確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませないと無申告加算税がかかる場合がありますので、期限内に正しい申告を行ってください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行いますので、都合で指定日に相談できない方はご利用ください。

2月

日	月	火	水	木	金	土
15	16 平和台	17 向原 大林	18 栄町1・2区 (1~20班)	19 栄町2区 (21班~)	20 西軽井沢 (第1~3地区)	21
22	23 西軽井沢 (第4地区~)	24 上宿	25 小田井 荒町	26 桜ヶ丘 児玉(1~6班)	27 児玉 (7班~)	28

3月

毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 三ツ谷 旭町	3 塩野1~5	4 塩野6~8 寺沢	5 清万 一里塚	6 八ヶ倉 馬瀬口1~2	7
8	9 馬瀬口 3~6	10 豊昇 面替	11 草越 広戸	12 全地区	13 全地区	14
15	16 全地区	※できるだけ指定日にご相談下さい。なお、指定日に都合の悪い方は、期間中の別の日、毎週木曜日の時間外相談日、または全地区対象日をご利用ください。				

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方。
 - ② 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある方。
 - ③ 年の途中で仕事が変わった方、2カ所以上の会社から給与の支払いを受けている方(給与を合算して年末調整された方は不要です)。
 - ④ 医療費控除や住宅ローン控除を受けようとする方。
 - ⑤ 年金のみの受給者で所得税を源泉徴収されている方、また2カ所以上から年金を受給している方。
- ※所得税の予定納税をした方は必ず確定申告を行ってください。

注意事項

- 次に該当する方は、書類審査等がありますので、税務署で確定申告を行ってください。
- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方。
 - 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(認定長期優良住宅・バリアフリー改修・省エネ改修を含む)。
 - 先物取引・FX・REITなどがある方。
 - 損益通算を必要とする方。
 - 税務署から申告案内状と申告書が

郵送された方。

- 消費税申告・贈与税申告および青色申告の方。
- ※これら以外にも申告内容によっては税務署での申告をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

主な必要書類等

- 印鑑
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類等持参)
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書(日本年金機構・各契約会社より発行のもの)
- 医療費控除を受ける方は、その領収書と生命保険や福祉医療等の補填が分かるもの(領収書は個人ごとにとまとめて合計金額を計算してください)
- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳等
- 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等

町県民税の申告が必要な方

- 町県民税は、前年の収入に対し平成27年1月1日現在、住民登録のある市町村で1年間課税されます。
- 確定申告を行う必要がない方でも、町県民税申告書の提出が必要になる場合がありますので、次に該当する

方は申告を行ってください。

- 前年中に収入がなかった方で、誰からも税申告上の扶養にとられていない方。
- 同一世帯以外の方の税申告上扶養になっている方。
- 収入があり、所得税の確定申告が必要ない方(給与収入の場合は勤務先で年末調整がされている場合は町県民税申告も不要)。
- 公的年金収入400万円以下、かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下である方。
- 遺族年金・障害年金・雇用保険等非課税所得の受給者の方。

※町県民税申告は郵送での提出も可能です。希望される方は税務課までご連絡ください。町県民税申告書と返信用封筒をお送りいたします。

申告を忘れてしまうと

- 所得額や税額は、町・県・国の制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると次のような影響があります。
- 国民健康保険では、国保税の軽減が受けられません。
 - 国民年金では、保険料の免除申請ができません。
 - 保育園の入園(通園)では、保育料が本来の額より高くなる場合があります。
 - 町営住宅では、住宅家賃が本来の額より高くなる場合があります。

税務署からのお知らせ

申告書の作成は

便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の申告書作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。また、e-Taxでの申告もできますので、ご利用ください。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

問い合わせ先

所得税に関すること

佐久税務署

〒385-1861-1

佐久市岩村田1201-2

0267(67)3460

町県民税に関すること

税務課住民税係(内線42・43)